

第2期鞍手町地域福祉計画

（令和3年度～令和7年度）

令和3年3月
鞍手町

はじめに

全国的に少子高齢化が続く中、ひとり暮らしの高齢者や高齢夫婦のみの世帯が増え、価値観や生活スタイルの多様化などにより、かつてのような伝統的な家庭や地域での相互扶助機能は弱まりつつあります。一方、福祉サービスへのニーズは増加・多様化の傾向にあります。鞍手町においても高齢者・障がいのある方・子育て家庭など、支援を必要としている方々は生活する上で様々な課題を抱えています。また、災害時の支援など地域での見守りも今まで以上に重要となってきています。

町民の方々のニーズにあったきめ細かな福祉サービスの充実が求められていますが、サービスを受ける人が増える一方で、サービスを賄う側の方は減少しています。国や地方自治体の行財政を巡る環境は厳しく、このままでは現在の福祉サービスを継続、充実していくことは難しくなりつつあります。

現在、新型コロナウイルス感染症の流行により、新しい生活様式を取り入れることで、地域福祉のあり方についても新たな課題が見受けられるようになりました。

このような状況を踏まえ、鞍手町では、町内に住むすべての人が住み慣れた地域で、安心して自立した生活が送れるようにこの度、鞍手町の地域福祉を推進するための基本方針となる「第2期鞍手町地域福祉計画」を策定いたしました。

町民の皆様にはこの計画の主旨、理念をご理解いただき、思いやりと共助の精神の醸成によりこの計画の推進に参画いただければ幸いです。

最後に、本計画の策定にあたり策定委員の方々をはじめ貴重なご意見、ご提言をいただきました多くの町民の皆様、関係各位に対しまして厚くお礼を申し上げます。

令和3年3月

鞍手町長 岡崎 邦博

目 次

第1章 地域福祉計画の基本的な考え方	1
1. 計画の概要	2
2. 町総合計画等との関係	5
第2章 鞍手町の状況	7
1. 人口の状況	8
2. 高齢者の状況	10
3. 障がい者の状況	13
4. 児童等の状況	14
5. その他地域福祉に関する状況	15
第3章 計画の基本理念と基本目標	17
1. 基本理念	18
2. 基本目標	20
第4章 施策の展開	21
基本目標1 安心して暮らせる仕組みづくり	22
基本目標2 助け合い、支え合う地域づくり	32
基本目標3 いきいきと暮らせる環境づくり	36
第5章 計画推進のために	43
1. 協働による計画の推進	44
2. 計画の周知・普及	44
3. 社会福祉協議会との連携	44
4. 計画の進行管理、点検、見直し	45
資 料	47
鞍手町地域福祉計画策定委員会設置要綱	48
鞍手町地域福祉計画策定委員名簿	50

第 1 章

地域福祉計画の基本的な考え方

第1章 地域福祉計画の基本的な考え方

1. 計画の概要

(1) 計画の根拠

地域福祉計画は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第4条に規定された地域福祉を推進するための行政計画であり、同法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」です。

鞍手町は、地域福祉に関する町の福祉の方向性を示すものとして「鞍手町地域福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

前計画の期間が平成28年度～平成32年度（令和2年度）の5年間で満了することから、地域生活課題の多様化や複合化に対応するため、新たな計画を策定することとしました。

(2) 計画の目的

本計画は、地域の中で互いの存在を認め、一人ひとりの尊厳を重んじ、人と人とのつながりを基本として「顔の見える関係づくり」、「ともに生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」を明らかにし鞍手町の地域福祉を推進していく上での計画です。

同法第6条第2項において、「国及び地方公共団体は、地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない」とされています。

(3) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度～令和7年度の5年間とします。

ただし、経済・社会情勢が急速に変化している現代においては、福祉を取り巻く環境変化により福祉政策の変動も想定されます。このため、本計画は必要に応じて見直すこととします。

(4) 計画の範囲

計画における地域福祉を推進していく対象エリアは、鞍手町全域とします。

社会福祉法第4条

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

- 2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

社会福祉法第107条

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
 - 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

社会福祉法第6条

国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営むものと協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

地域福祉

法規定（社会福祉法より）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発展を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

・地域福祉とは、それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者が互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方。（全国社会福祉協議会ホームページより）

2. 町総合計画等との関係

(1) 総合計画との関係

本計画は、「鞍手町総合計画」を上位計画とし、地域福祉の推進を具体化する計画です。町民と行政とが協働して、福祉のまちづくりに取り組んでいくための計画です。

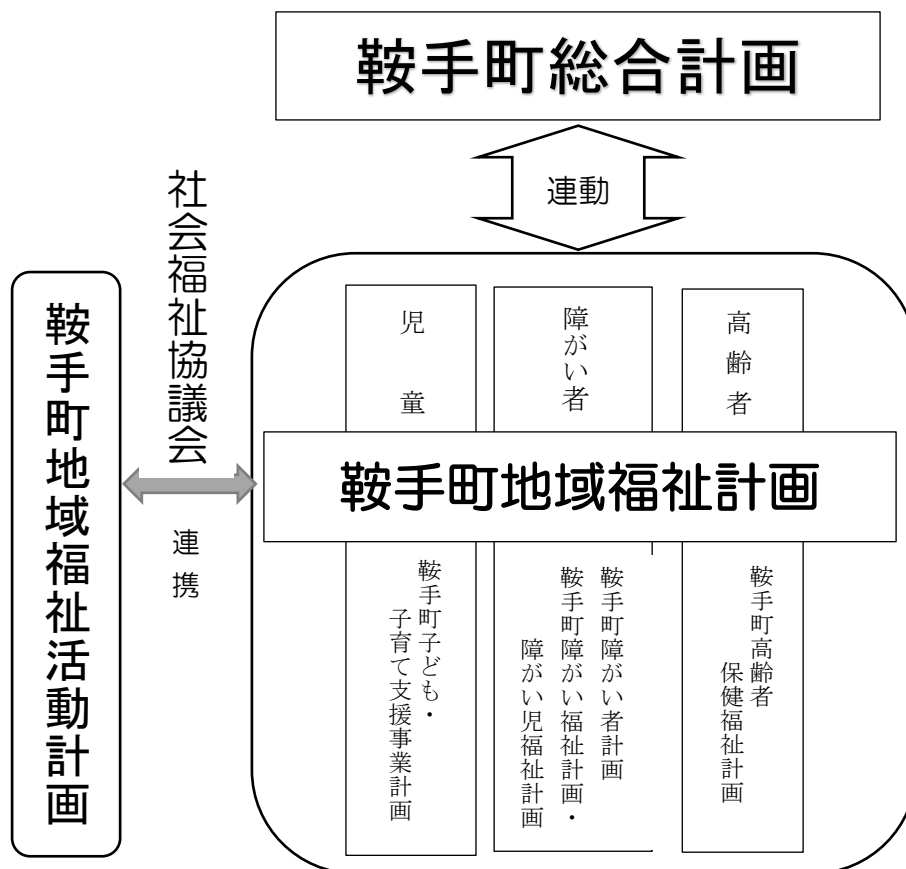
(2) その他の個別計画との関係

本計画は、児童、障がい者、高齢者などに関する計画やその他町民一人ひとりの生活にかかわる行政計画など、福祉分野の全ての個別計画の上位計画として位置づけるものです。

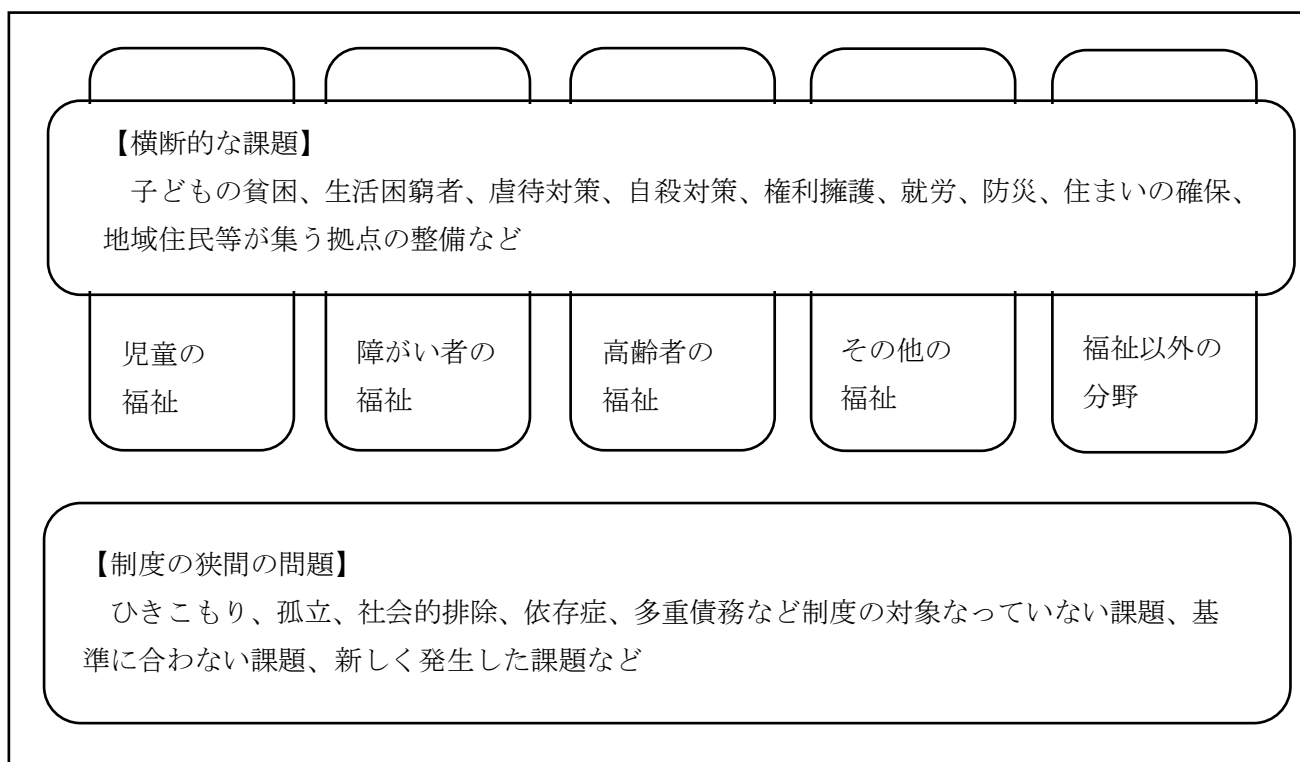
本計画と個別計画とは、地域福祉の理念を共有し、既に策定している個別計画において、本計画に盛り込むべき事項が記載されている場合には、重なる部分について、既定の計画の全部又は一部をもって本計画の一部とみなすことができることとします。

本計画では、各個別計画及び既存制度の狭間にある問題や横断的な課題の解決に向けた理念と仕組みを示します。

地域福祉計画の位置づけ



共通して取り組むべき事項



地域福祉活動計画

第1期目の計画は、「鞍手町地域福祉総合計画」として、行政計画である「地域福祉計画」と住民の活動計画である「地域福祉活動計画」を一体的に策定いたしました。

平成28年3月に5ヶ年の計画を策定し、令和2年度がその計画期間の最終年度となっています。

第2期目となる計画では、地域福祉を進めていくために、行政が将来のビジョンと理念を持ち、事業者やボランティアの皆様とともに理解と協力を求めながら、様々な施策を進めていく必要があると考え、今回は「地域福祉活動計画」とは別に策定することといたしました。

第2章 鞍手町の状況

第2章 鞍手町の状況

1. 人口の状況

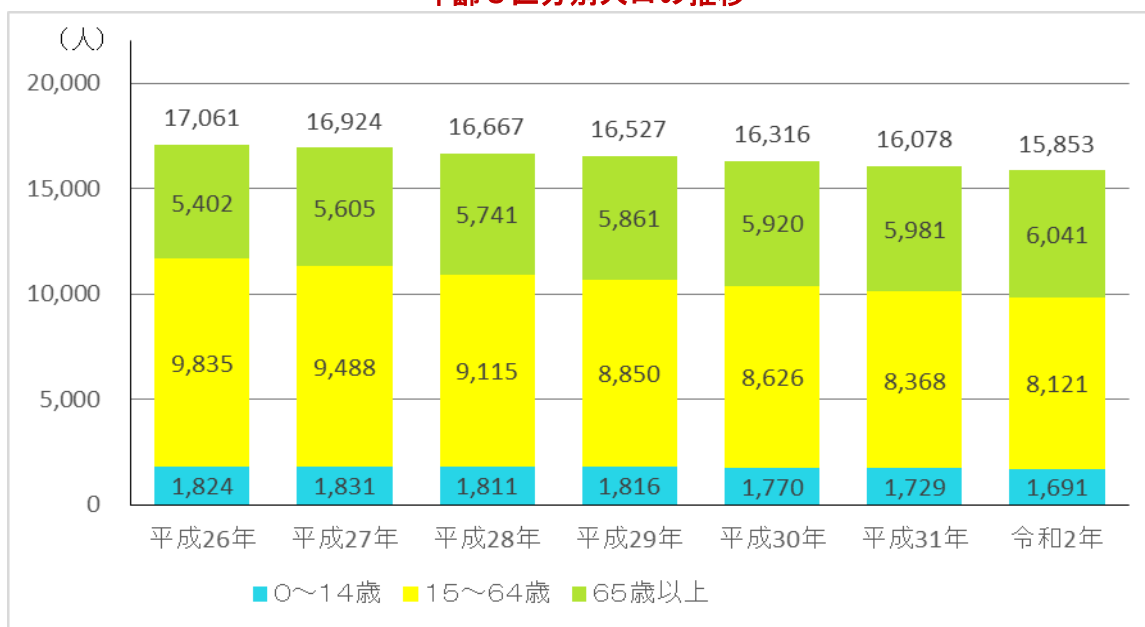
(1) 人口の状況

本町の総人口は、15,853人で、近年の推移をみると一貫して減少傾向にあります。

また、年齢3区分別人口構成比をみると、0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口の構成比は減少傾向ですが、65歳以上の高齢者人口の構成比は増加傾向にあります。

年齢別の人口構成比（令和2年1月1日住民基本台帳）を国、県と比較すると、年少人口、生産年齢人口は国、県を下回り、高齢者人口は国、県を上回ります。

年齢3区分別人口の推移



出典：住民基本台帳（各年1月1日現在）

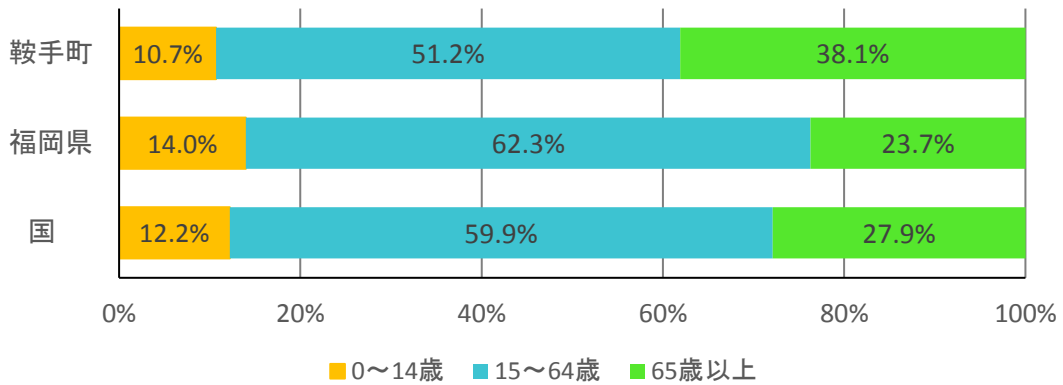
年齢3区分別人口の推移と割合

（単位：人、％）

区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
総人口	17,061	16,924	16,667	16,527	16,316	16,078	15,853
0～14歳 （構成比）	1,824 (10.7)	1,831 (10.8)	1,811 (10.9)	1,816 (11.0)	1,770 (10.8)	1,729 (10.8)	1,691 (10.7)
15～64歳 （構成比）	9,835 (57.6)	9,488 (56.1)	9,115 (54.7)	8,850 (53.5)	8,626 (52.9)	8,368 (52.0)	8,121 (51.2)
65歳以上 （構成比）	5,402 (31.7)	5,605 (33.1)	5,741 (34.4)	5,861 (35.5)	5,920 (36.3)	5,981 (37.2)	6,041 (38.1)

出典：住民基本台帳（各年1月1日現在）

人口割合の比較（令和2年1月1日）

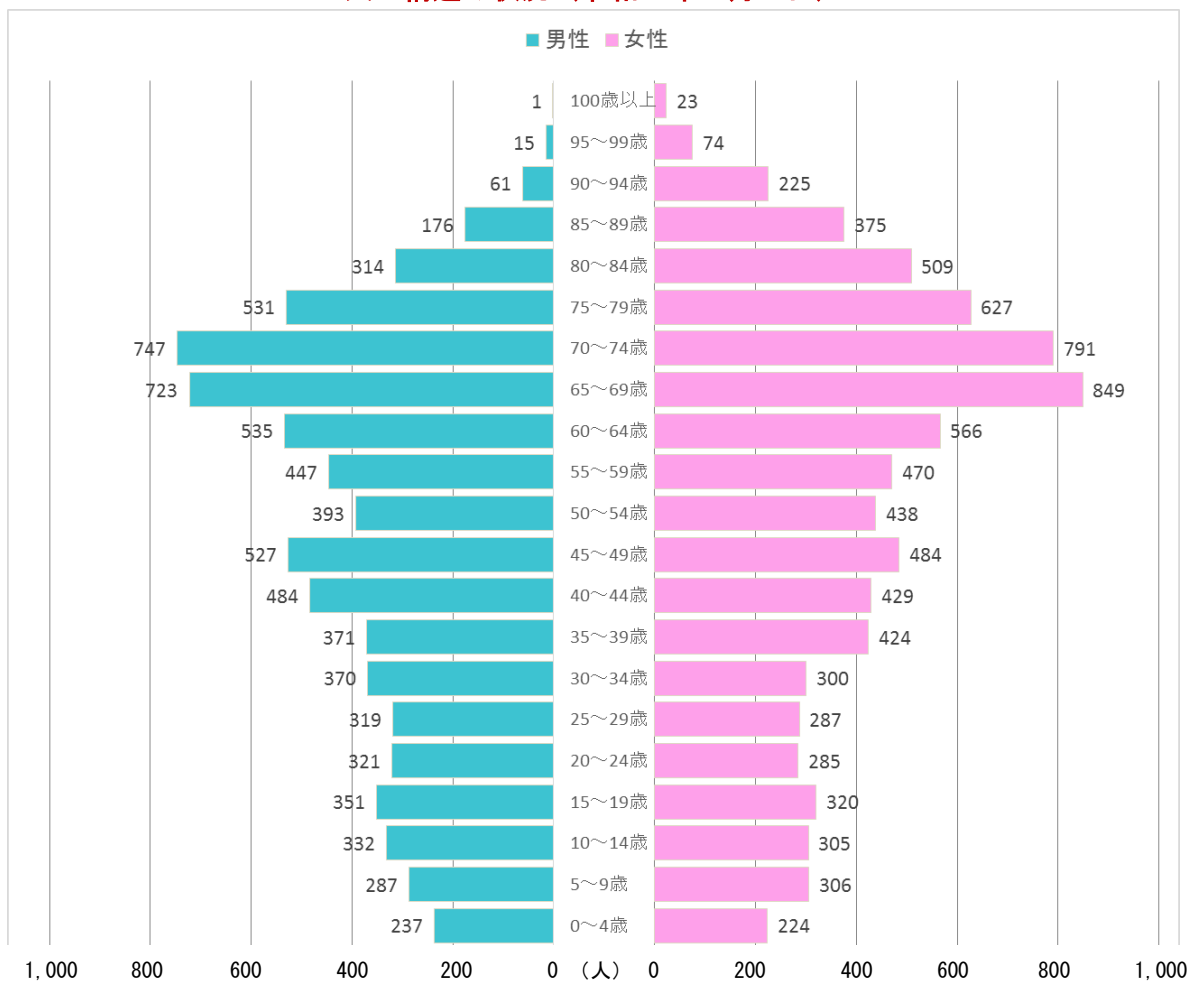


出典：住民基本台帳

（2）人口構造の状況

本町の人口構造を5歳階級別の人口ピラミッドで見ると、男性・女性ともに65～69歳の層の人口が最も多くなっており、いわゆる団塊の世代(昭和22年～昭和24年生まれ)が高齢者となったことがうかがえます。

人口構造の状況（令和2年1月1日）



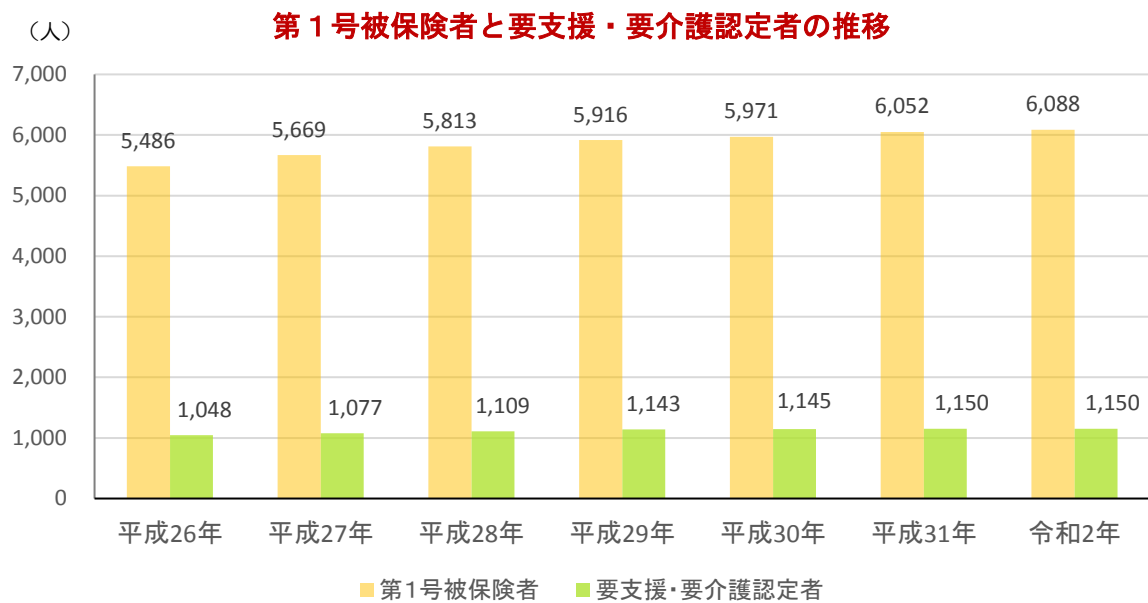
出典：住民基本台帳

2. 高齢者の状況

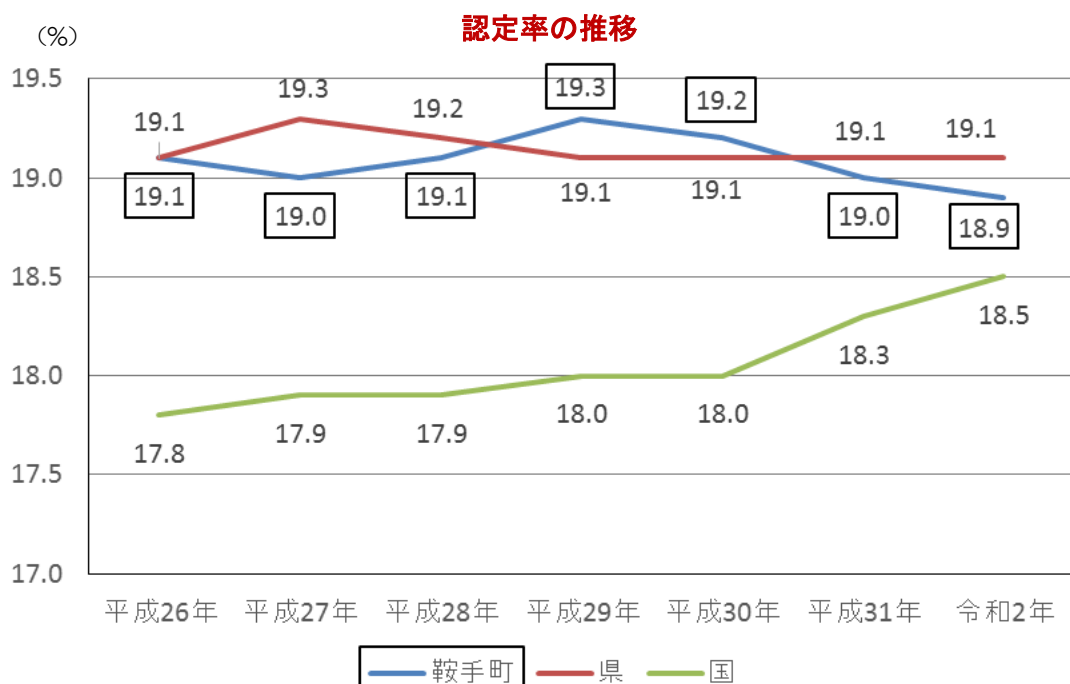
(1) 要支援・要介護認定者数の推移

本町の第1号被保険者（区域内に住所を有する65歳以上の人）と要支援・要介護認定者の推移をみると、第1号被保険者は増加傾向で推移し、要支援・要介護認定者はここ数年は横ばいとなっています。また、令和2年3月末の第1号被保険者は6,088人、要支援・要介護認定者は1,150人となっています。

認定率は、国の水準を上回り、県的水準を下回って推移しており、令和2年3月末で18.9%となっています。



出典：福岡県介護保険広域連合要介護認定者数（各年3月末）



出典：介護保険事業状況報告（各年3月末）

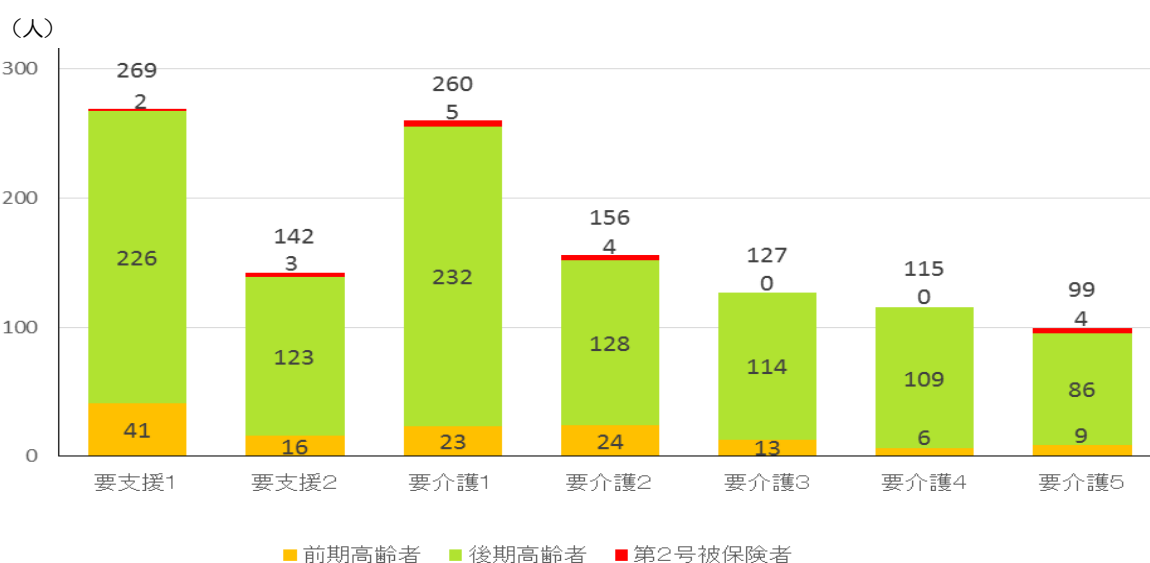
(2) 要介護度別の認定者数

本町の令和2年3月末現在の要介護（要支援）認定者数は、第1号被保険者数が1,150人、第2号被保険者（40歳から64歳までの方で特定疾病により介護や支援が必要であると認定を受けた方）が18人で、合計1,168人となっています。第1号被保険者のうち、前期高齢者（65歳以上75歳未満）は132人で、後期高齢者は1,018人であり、第1号被保険者の88.5%が後期高齢者となっています。

要介護（要支援）認定者数

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
第1号被保険者	267	139	255	152	127	115	95	1,150
前期高齢者	41	16	23	24	13	6	9	132
後期高齢者	226	123	232	128	114	109	86	1,018
第2号被保険者	2	3	5	4	0	0	4	18
合計	269	142	260	156	127	115	99	1,168
割合(%)	23.0%	12.2%	22.3%	13.3%	10.9%	9.8%	8.5%	100.0%

出典：福岡県介護保険広域連合



2号被保険者が介護サービスを利用できる特定疾病（医療保険に加入していることが前提）

- ・がん【がん末期】（医師が医学的知見に基づき判断したものに限る。）
- ・進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- ・糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- ・両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- ・筋萎縮性側索硬化症
- ・後縦靭帯骨化症
- ・骨折を伴う骨粗鬆症
- ・多系統萎縮症
- ・初老期における認知症
- ・脊髄小脳変性症
- ・脊柱管狭窄症
- ・早老症
- ・関節リウマチ
- ・脳血管疾患
- ・閉塞性動脈硬化症
- ・慢性閉塞性肺疾患

(3) 行政区別人口と高齢者人口

本町の高齢化率は令和2年10月末現在38.8%となっています。高齢化率が50%を超えている区もあります。

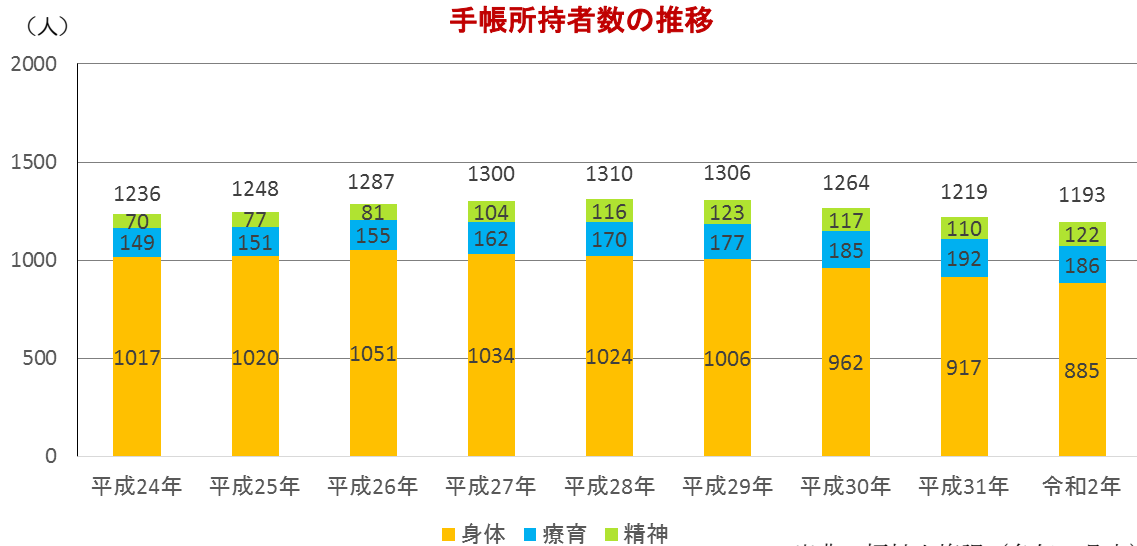
行政区	全体			65歳以上			高齢化率
	男性	女性	合計	男性	女性	合計	
新北区	324	384	708	112	167	279	39.4%
長谷区	42	68	110	24	32	56	50.9%
八尋区	411	470	881	161	211	372	42.2%
八尋神田区	58	72	130	20	25	45	34.6%
神田区	107	114	221	37	52	89	40.3%
室木区	177	197	374	67	88	155	41.4%
泉水区	108	114	222	25	34	59	26.6%
新延本村区	295	299	594	94	123	217	36.5%
新延南区	125	119	244	53	56	109	44.7%
新延新塚区	159	173	332	47	77	124	37.3%
新延舟川区	59	74	133	15	34	49	36.8%
室井区	87	122	209	25	42	67	32.1%
永谷区	113	128	241	46	62	108	44.8%
七ヶ谷区	69	72	141	20	21	41	29.1%
八尋中央区	155	204	359	56	72	128	35.7%
本村区	197	227	424	77	105	182	42.9%
立林区	203	223	426	61	90	151	35.4%
幸町区	111	141	252	42	59	101	40.1%
上新橋区	121	149	270	41	69	110	40.7%
中本町区	157	144	301	29	35	64	21.3%
本町区	234	264	498	55	77	132	26.5%
山ヶ崎区	92	119	211	33	62	95	45.0%
唐ヶ崎区	77	101	178	34	55	89	50.0%
昭と通り区	106	115	221	38	57	95	43.0%
東区	85	94	179	31	40	71	39.7%
城ヶ崎区	312	357	669	104	140	244	36.5%
南区	195	211	406	65	106	171	42.1%
北区	155	173	328	43	66	109	33.2%
西区	381	394	775	122	162	284	36.6%
い牟田区	174	186	360	83	105	188	52.2%
猪倉区	83	86	169	29	38	67	39.6%
弥生区	500	550	1,050	132	181	313	29.8%
今村区	41	52	93	11	22	33	35.5%
小牧区	296	236	532	80	87	167	31.4%
大池区	311	349	660	152	183	335	50.8%
新中山区	148	158	306	39	50	89	29.1%
上木月区	104	126	230	41	63	104	45.2%
木月区	303	325	628	123	166	289	46.0%
古門区	198	224	422	84	107	191	45.3%
神崎区	80	99	179	33	44	77	43.0%
古門北区	92	94	186	48	56	104	55.9%
倉坂区	150	181	331	62	77	139	42.0%
区外	193	224	417	75	92	167	40.0%
計	7,388	8,212	15,600	2,569	3,490	6,059	38.8%

出典：住民基本台帳（令和2年10月末）

3. 障がい者の状況

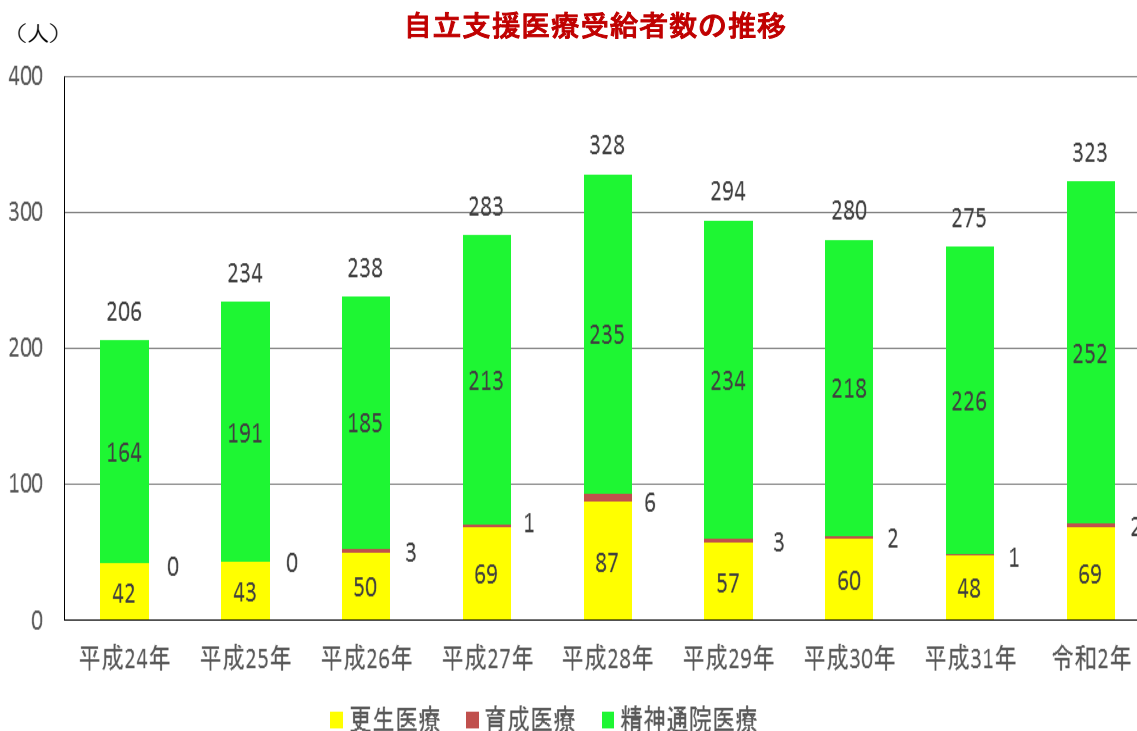
(1) 手帳所持者数の推移

手帳所持者の推移を見ると、身体障がいは減少傾向で推移していますが、療育、精神障がいの手帳所持者は増加傾向で推移しています。



(2) 自立支援医療受給者数の推移

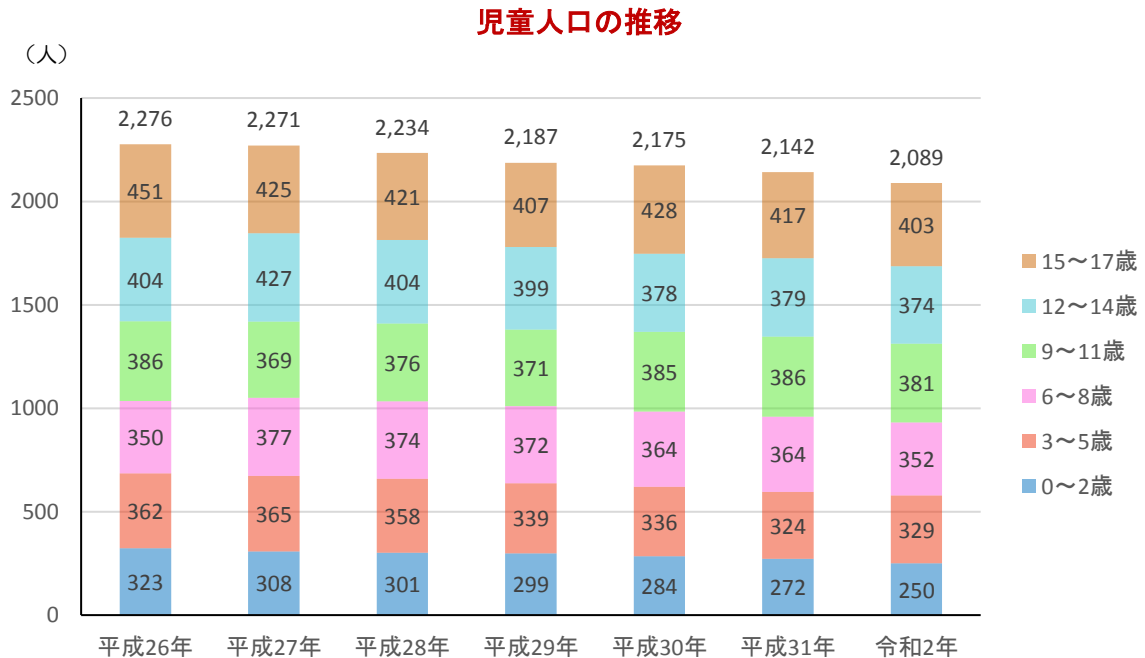
自立支援医療とは、心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する制度です。令和2年3月末では、精神通院医療 252人、育成医療 2人、更生医療 69人となっています。



4. 児童等の状況

(1) 児童人口の推移

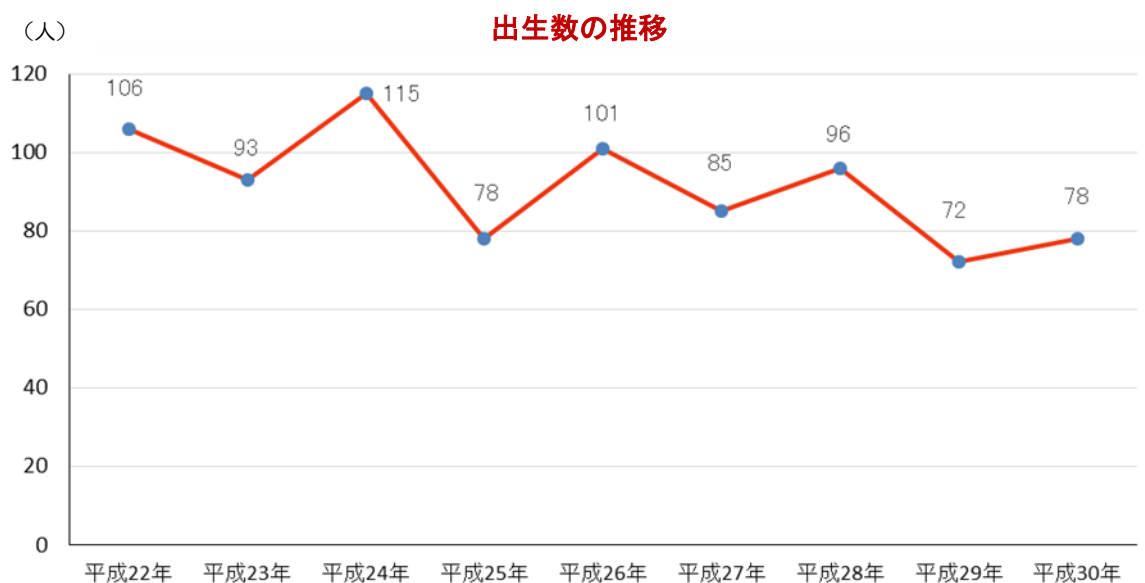
本町の児童人口（0～17歳）の推移をみると、平成26年の2,276人から令和2年の2,089人へ減少傾向で推移しています。



出典：住民基本台帳（各年3月末）

(2) 出生数の推移

本町の出生数をみると、平成24年は115人でしたが、それ以降は減少傾向となっており、平成30年は78人となっています。



出典：人口動態統計

5. その他地域福祉に関する状況

(1) ボランティアの状況

平成8年に設立された鞍手町ボランティア連絡協議会が中心となって活動されています。令和2年11月現在、5団体の79人と個人ボランティアの29人が登録されています。

(2) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、担当する地域において、ひとり暮らしの高齢者や障がいのある方、生活困窮者などから生活上の問題や悩みなどの相談を受けたとき、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たす地域福祉の担い手です。現在、各地域を担当する48人の民生委員・児童委員が活動しています。

また、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する主任児童委員は3人で、区域担当の民生委員・児童委員と連携しながら、子育て支援や児童健全育成活動に取り組んでいます。

(3) 区・隣組（地域コミュニティ）

区・隣組は生活に最も身近な住民組織です。本町には42の区があり、地域の福祉、環境、防災など、様々な課題に対応し、地域住民相互の連携と親睦を図っています。

近年は核家族化や価値観の多様化による未加入世帯の増加や、役員の高齢化やなり手不足などによって活動が停滞傾向にある地区もみられますが、多くの区では、地域ごとの祭りや行事などを通して、住民相互の絆を深めようと活発に活動しています。

(4) 老人クラブ（鞍手町老人クラブ連合会）

老人クラブは、地区ごとに組織され、現在、町内に17の単位老人クラブがあり、高齢者の生きがいを高め、老後の生活を健全で豊かにするために活動しています。主な活動としては、趣味の会や高齢者の交流ですが、グランドゴルフ・ペタンクなどの運動や清掃や花壇の手入れなどの社会奉仕活動も行っています。

(5) 人権擁護委員

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員です。人権相談や人権の考えを広める活動をしています。本町では、現在、7人の人権擁護委員が活動しています。

(6) 保護司

保護司は、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員です。犯罪や非行をした人を地域の中で適切に処遇し、これらの人たちの立ち直りを助けるとともに、地域の犯罪・非行の予防を図る活動をしています。本町では、現在、11人の保護司が活動しています。

(7) その他の団体

ほかにも、PTAや青少年育成町民会議、ボランティア団体など、地域のために活動している団体はたくさんあります。

第3章

計画の基本理念と基本目標

第3章 計画の基本理念と基本目標

1. 基本理念

これまでの福祉は、個人や家族など、個人的な取り組みだけでは解決できない生活上の問題や課題を解決するために、その多くが行政から住民へのサービス提供という形をとってきました。そのため、福祉サービスは、高齢者や障がい者、児童などに対象者が限定される場合が多くなっています。

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていくために、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助け合う関係を築きながら、誰もが支え合う地域共生社会を実現しようとするものです。

近年では少子高齢化や人口減少、核家族化や世帯の小規模化、世代間の価値観の差の拡大といった社会構造の変化などにより、福祉サービスだけでは解決できない困りごとや悩みごとを抱える、いわゆる「制度の狭間」にいる人に対する支援のあり方が課題となっています。

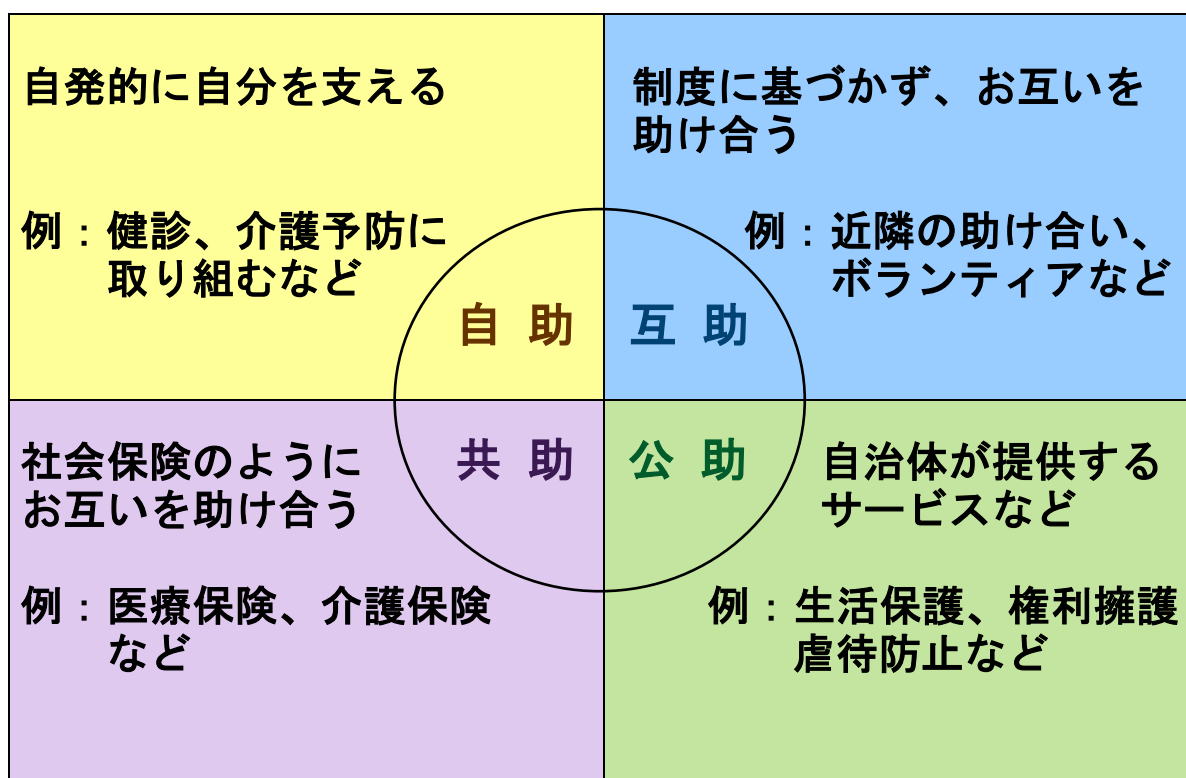
これらの課題には、「個人や家族で解決する」（自助）、「地域の人たちが協力して解決する」（互助）、「相互扶助による制度で解決する」（共助）、「行政サービスによって解決する」（公助）、さらに、これらの組み合わせによって解決していくことが求められています。

私たちの鞍手町をより暮らしやすくするためには、住民一人ひとりが地域の担い手であると自覚し、住民が主体となって、自分ができることを地域の中に少しずつ広げていくことが必要であり、住み慣れた地域でいつまでも、いきいきと暮らすことができる「みんなで思いやり支え合う、安心して暮らせるまちづくり」を第1期計画に引き続き基本理念として定めます。

基本理念

**みんなで思いやり支え合う、
安心して暮らせるまちづくり**

「自助・互助・共助・公助」の役割分担



2. 基本目標

基本理念「みんなで思いやり支え合う、安心して暮らせるまちづくり」を目指し、次の基本目標と主要施策を設定します。

基本目標1 安心して暮らせる仕組みづくり

自立した生活を支えるための様々な福祉サービスを、必要とする人が適切に利用できるよう、個々の状況に応じた相談体制の充実をはじめ、的確な情報提供を行うとともに、良質なサービス提供体制の整備を図ります。

また、災害対策の強化をはじめ、権利擁護の推進など子どもから高齢者まで、障がいの有無にかかわらず、安心して暮らせる仕組みづくりを進めます。

- (1) 相談体制の充実
- (2) 情報提供の充実
- (3) 福祉サービス提供体制の充実
- (4) 災害時の連携の強化
- (5) 権利擁護の推進
- (6) 支援が必要な人への対応

基本目標2 助け合い、支え合う地域づくり

助け合い、支え合いの地域福祉を進めるため、住民一人ひとりの地域福祉に対する意識を高めるとともに、地域における住民の自主的なボランティア活動を支援します。

また、地域での見守り体制の充実をはじめ、民生委員・児童委員等への支援、地域福祉活動の中心的組織である鞍手町社会福祉協議会との連携強化を図り、助け合い、支え合う地域づくりを進めます。

- (1) 地域福祉意識の高揚
- (2) 地域福祉活動・ボランティア活動の活性化
- (3) 支え合い・見守り体制の充実
- (4) 福祉活動への支援と連携の強化

基本目標3 いきいきと暮らせる環境づくり

隣近所や住民同士による協力や連携を強化するため、地域での身近な居場所づくり・交流の場づくりを進めるとともに、地域ぐるみの健康づくりや生きがいづくり活動を推進し、住民一人ひとりが生涯を通じ心身ともに健康でいきいきと暮らせる仕組みをつくっていきます。

- (1) 居場所づくり・交流の場づくり
- (2) 社会参加・生きがいづくり
- (3) 健康づくり・介護予防
- (4) 安全な移動手段・生活の確保

第4章

施策の展開

第4章 施策の展開

基本目標1 安心して暮らせる仕組みづくり

(1) 相談体制の充実

現状と課題

各種福祉サービスの多様化や家族形態の多様化とともに、社会問題化している新たな課題への対応など、相談窓口の役割はこれまで以上に重要になっています。また、身近に相談できる人がいない人、相談窓口に行くことのできない人など、個々の状況に応じた相談体制の充実も求められています。

本町では、誰もが気軽に相談できる体制づくりを目指し、福祉人權課の窓口や、地域包括支援センター等で相談対応を行っています。

社会福祉協議会では、専門職である社会福祉士を配置し、福祉に関する悩みごとや日常生活での心配ごとなど様々な相談に対応しています。

地域では、民生委員・児童委員により福祉制度や日常生活にかかわる相談を受けるとともに、必要な援助・支援を行っています。

これらを踏まえ、相談窓口の周知とともに、多様化・専門化する相談内容に対応するための相談体制の充実を図っていく必要があります。

今後の取り組み

◆町の取り組み

取り組み	具体的な内容
①町職員や民生委員・児童委員等の資質向上に向けた研修等の実施	・相談内容に的確にわかりやすくプライバシーに配慮した対応を行えるよう、町職員や民生委員・児童委員等の関係者に定期的に研修や勉強会を開催し、資質向上に努めます。
②町職員や民生委員・児童委員等や関係機関の連携体制の確立	・住民からの相談に携わる町職員や民生委員・児童委員等が、地域の問題解決を速やかに行えるよう、警察、医療機関等の関係機関との連携体制を確立します。

	<ul style="list-style-type: none"> 支援が必要であるにも関わらず一人で抱え込んでおられる方々へのアウトリーチを担当者や保健師、社会福祉協議会などが協力しながら出向いていくなど「公助」としての姿勢と責任に努めます。
③介護保険等の相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の生活や健康・介護保険などの心配ごと・悩みごとを相談できる「ふっくらくらて相談所」を町内の介護事業所に開設しています。

◆地域や住民の取り組み

- ・悩みごとは一人で悩まずに、家族や友人などに相談したり、福祉に関することで困ったことがあったら、相談窓口を積極的に利用しましょう。
- ・困っている人や悩みを抱える人たちから助けを求められたときは、相談にのり、相談窓口を紹介しましょう。

(2) 情報提供の充実

現状と課題

住民が何らかのサービスや支援を受けるためには、どのようなサービスや支援があるのか知ることが必要です。このため、利用者本位の考え方に立ち、福祉サービスを必要とするすべての人が自分に適した、質の高いサービスを自らの意志で選択・利用できるようにするため、対象に応じたわかりやすい情報提供が必要です。

本町では、広報「くらて」を発行するとともに、ホームページやSNSなどで情報を発信し、医療機関、関係機関等との連携を強化しながら、個々のケースに応じ、必要な情報提供に努めていきます。

社会福祉協議会においても、「社協だより」の発行や町広報紙への記事掲載、ホームページ、パンフレット等を通じて、福祉情報の提供に努めています。

今後も、わかりやすい町広報紙やホームページ等での情報発信をはじめ、高齢者や視力・聴力に障がいのある方への伝達手段の充実に努めるとともに、個人情報保護に配慮しながら、よりきめ細かな情報提供の体制を確立していくことが求められています。

今後の取り組み

◆町の取り組み

取り組み	具体的な内容
①広報紙・ホームページ・SNSでの情報提供	<ul style="list-style-type: none">福祉サービスについて、必要な人が必要な支援を適切に選択し利用できるよう、町広報紙をはじめホームページ等による多様な媒体を通じた、よりわかりやすい情報提供に努めます。町広報紙や各種冊子等の読みやすさへの配慮に努めます。
②各種制度の周知徹底	<ul style="list-style-type: none">パンフレットなどでの情報提供を行うとともに、各種研修会などを活用しながらサービス内容の周知を行います。
③民生委員・児童委員等を通じた情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none">民生委員・児童委員等への情報提供を強化し、地域での情報提供体制の強化を図ります。

◆地域や住民の取り組み

- 町、関係機関等が発信する情報への関心を深めるとともに、情報を積極的に活用しましょう。
- 周囲との会話は情報源となることもあるため参考にしましょう。
- 各種団体は会員への情報提供を積極的に進めましょう。

(3) 福祉サービス提供体制の充実

現状と課題

子育て支援

令和2年度を初年度とする「第2期鞍手町子ども子育て支援事業計画」を策定し、「安心して子どもを産み育て、子供が健やかに成長できるまちづくり」を基本理念に掲げ、①子どもの健やか育ちを守ります、②子育てを通して親としての成長を支えます、③子育てと仕事の調和に向けた取組みを推進します、④教育・保育や子育て支援の質の向上に取り組みます、の4つを計画の基本視点として、関連施策を推進しています。

障がい者

現在、策定中の令和3年度を初年度とする「第3次鞍手町障がい者計画」では、ノーマライゼーションの理念の浸透や障がい福祉サービスの提供をはじめ、障がい者の地域での自立支援を基本とした各種施策を推進していきます。

また、同様に策定中の令和3年度を初年度とする「第6期障がい福祉計画」「第2期障がい児福祉計画」では、これまでの利用状況やニーズに基づき、各種障がい者福祉に関する制度の動向を見据えた上で、本町における障がい福祉サービス、障がい児通所支援等のサービスを見込み、その確保を図っていきます。

高齢者

現在、策定中の令和3年度を初年度とする「第8期鞍手町高齢者保健福祉計画」に基づき、「ひとに輝きを～健康に暮らせるまち～」を基本理念に、①高齢者の健康づくりと介護予防の一体的な推進及び重症化予防、②生活支援の推進、③生きがいづくり・社会参加活動の推進、④認知症高齢者支援施策の推進、⑤地域包括支援センターの充実を具体的な施策として、高齢者に係る保健福祉施策を総合的に推進していきます。

今後の取り組み

◆町の取り組み

取り組み	具体的な内容
①子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none">待機児童の心配をすることなく安心して子供を預けられる、子育てに関しての心配ごとがあってもすぐに相談できる場所がある、鞍手町が子育てしやすいまちとなり全ての子供の最善の利益が実現されるよう、特定教育・保育の提供体制と地域子ども子育て支援事業を充実させます。妊産婦・乳幼児への家庭訪問や乳幼児健診により、妊娠・出産・育児の切れ目ない支援について一層の充実を図ります。乳幼児健診において、育児や発達に不安のある親子に対して関係機関と連携しながら、早期からの発達支援、親子支援を継続して実施します。また、関係機関と連携を密にし、発育発達支援の充実を図ります。

②障がい者支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、ともに暮らし、ともに参加するための福祉施策を推進します。また、住み慣れた地域で自立した生活を営むために必要なサービスと支援を受けられる社会を実現します。 障がいの程度や特性に応じて必要なサービスを利用できるよう、在宅や施設における福祉サービスの充実に努めます。
③高齢者支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるための取り組みを推進します。 医療、介護、予防、住まい、生活支援・介護予防を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築を目指します。

◆地域や住民の取り組み

- 利用できる必要な福祉サービスを適切に活用しましょう。
- サービス充実のためのアンケートや意見を積極的に出しましょう。
- 各種福祉計画の内容を、町広報紙、ホームページ・SNS等で理解し、計画の推進に協力しましょう。
- 町や社会福祉協議会が開催する講演会、研修会等に積極的に参加しましょう。
- 住民主体の通いの場に参加しましょう。

(4) 災害時の連携の強化

現状と課題

火災や地震など災害発生時において、高齢者や障がい者など災害時要援護者は迅速な対応が難しく、生命や身体の危険に直結するため、災害発生時の救出・救護体制、被災後の支援体制が重視されています。

本町では、避難場所の整備をはじめ、自主防災組織の育成・支援、防災訓練の実施、「防災メールまもるくん」での情報発信、防災行政無線及び内容確認用の電話回線の周知など、災害発生時の情報連絡体制など防災体制の強化を図っています。また、避難行動要支援者名簿の整備など災害時避難行動要支援者対策に取り組んできました。

今後、防災対策にあたっては、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯が増加傾向にある中、災害時要援護者を意識した防災施策を推進するとともに、高齢者や障がい者が地域での自主防災活動に参加できる仕組みづくりなどが必要です。

今後の取り組み

◆町の取り組み

取り組み	具体的な内容
①防災意識の高揚	<ul style="list-style-type: none">・防災訓練等を実施することにより、防災、減災に向けた準備の促進と、いざというときに適切な行動がとれるような知識の普及を図ります。・災害時の危険箇所や避難場所、避難路等をまとめたハザードマップを作成・配布し、災害時の備えに対する取り組みの促進を図ります。
②災害時要援護者支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none">・災害時要援護者、避難行動要支援者に対し迅速な対応ができるよう今後も要支援者台帳の更新を行い、支援体制を整えます。・関係課、社会福祉協議会などと連携しながら、要配慮者・避難行動要支援者の実態把握、避難場所の確保の強化を図ります。・災害時、迅速な対応ができるよう、個人情報保護に配慮しながら定期的に情報交換を行います。
③災害時の情報連絡体制の強化	<ul style="list-style-type: none">・「防災メールまもるくん」での情報発信や防災行政無線・内容確認用の電話回線の周知など、災害発生時の情報連絡体制の充実を図ります。
④地域の自主防災組織の育成・支援	<ul style="list-style-type: none">・地域ぐるみで防災体制の充実を図るため、自主防災組織の育成・支援を図ります。

◆地域や住民の取り組み

- ・地域で見守るべき方が誰なのかを把握しましょう。
- ・避難時の連絡体制や避難の方法を家族で共有しましょう。
- ・家庭での水や食料などの備蓄を心がけましょう。
- ・防災訓練や身近な地域の自主防災組織の活動に参加しましょう。
- ・「防災メールまもるくん」に登録しましょう。

(5) 権利擁護の推進

現状と課題

虐待防止

本町では、各種団体と連携し、児童や障がい者、高齢者を中心とした虐待防止や人権侵害の対応を図るため、本人や家族、地域を対象とした各種事業を進めています。

また、虐待事例が発生した際は、関係機関と連携して速やかに情報共有・実態把握を行い、適切な対応に努めています。

あらゆる差別や権利を侵害する要因の除去に努め、虐待や権利の侵害などがあれば、早期に対応していく体制が求められています。

権利擁護

認知症の方や知的障がい者・精神障がい者の中には、財産の管理や日常生活で生じる契約など、判断が求められる行為をする時に、不利益を被る人がいます。こうした人たちの権利を守るため、成年後見制度利用支援事業があります。

本町では、判断能力が十分ではない方が必要な支援を受けられるよう社会福祉協議会、事業所職員等と連携し、事業の利用につなげています。

また、平成28年に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、利用促進に向けた体制整備が求められています。

今後、高齢化の進行に伴い、認知症の方が増加し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などに関する相談の増加が予想されます。

これらを踏まえ、本町においても成年後見制度の利用を推進し、福祉サービス利用者の権利擁護をより一層充実していきます。

成年後見制度の概要	
<p>○成年後見制度</p> <p>成年後見制度は、認知症や知的障がいその他の精神上的の障がいなどにより、判断能力が不十分であるため、法律行為における意思決定が困難な人について、その判断能力を補い、財産等の権利を擁護する「自己決定の尊重」と「本人保護」との調和を理念とする制度です。法定後見制度と任意後見制度があります。</p>	
法定後見制度	既に判断能力が不十分な人を、家庭裁判所に審判の申し立てを行うことにより、判断能力に応じて、家庭裁判所が選んだ成年後見人等（補助人・保佐人・成年後見人）が支援する制度です。
任意後見制度	将来、判断能力が不十分となった場合に備えて、事前に公正証書により任意後見人を決めておく制度です。
取り組み内容	
<p>○成年後見制度利用に係る助成</p> <p>本町では、成年後見制度を利用するにあたり、自ら申し立てることが困難であったり、身近に申し立てる親族がいなかったり、申し立ての経費や成年後見人等の報酬を負担できない等の理由により制度を利用できない方に対し、申し立ての支援や報酬助成等を実施し、利用の支援を行います。</p>	

今後の取り組み

◆町の取り組み

取り組み	具体的な内容
①虐待が疑われる児童の早期発見及び児童虐待の発生防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所、幼稚園や小中学校、宗像児童相談所等の関係機関からなる鞍手町要保護児童対策地域協議会の機能強化を図り、児童虐待の疑われる児童及び児童虐待につながるリスクのある児童を早期に発見、各関係機関による支援体制を構築し、児童虐待の防止を図ります。
②子育て支援策の周知と利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 核家族化の進行やひとり親世帯の増加等により、子育て中の親がひとりで子育てに組み、思い悩んでしまうケースが見られます。親子で一緒に相談したり、子育て中の親と交流できる事業や、育児疲れを感じたら数日間子供を預かる事業など、さまざまな子育て支援事業があることを広く周知、利用を促進することで子育て中の親が孤立することを防止します。

③高齢者・障がい者虐待防止対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> • 法律に基づき、重大な虐待のおそれがある家庭に対して必要な措置を行います。また、関係組織等との連携のもと虐待防止を図ります。
④成年後見制度の周知・利用促進	<ul style="list-style-type: none"> • 町広報紙やパンフレットにより成年後見制度の周知を図ります。 • 権利擁護支援が必要な高齢者を早期に発見し、尊厳ある暮らしが続けられるよう、地域全体で支えていくための仕組みづくりに努めます。 • 成年後見制度の利用促進を行うため、成年後見人報酬助成や成年後見町長申立を行います。

◆地域や住民の取り組み

- お互いの人権を尊重する意識を高めましょう。
- 身近で起きる可能性がある虐待やDVに気づけるよう心がけ、気づいたときは、すぐに行政機関等に連絡しましょう。
- 子どもが虐待を受けているのではと感じたら児童相談所全国共通ダイヤル「189（いち・はや・く）」に電話しましょう。

（6）支援が必要な人への対応

現状と課題

生活困窮者

生活困窮者の自立に向け、社会福祉協議会、民生委員・児童委員や関係機関の連携のもと、それぞれの実態に即したきめ細かな相談・支援等に努めるとともに、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度の利用に関する助言・指導等に努めています。

子どもの貧困

子どもの貧困については、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成26年1月に施行され、同年8月には「子どもの貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。貧困の連鎖によって子どもたちの将来が閉ざされることがないように、子どもに届く教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援を推進することが方向づけられています。

家族介護者

家族が適切な介護方法により安心して在宅介護を継続することで、介護される高齢者本人の在宅生活も継続できるように、支援として、家族介護教室等の事業を実施しています。

今後の取り組み

◆町の取り組み

取り組み	具体的な内容
①生活困窮者への対応	<ul style="list-style-type: none">生活困窮者に対し、困りごと相談室等の関係機関につなげます。きめ細かな相談対応や関係機関が行っている経済的支援、就労支援、住宅確保支援等の利用促進を図ります。
②再犯防止の推進	<ul style="list-style-type: none">地方再犯防止推進計画にもとづき、保護司や関係機関と連携し、犯罪や非行をした人の社会復帰を図るための取り組みを進めます。
③家族介護者への支援	<ul style="list-style-type: none">介護相談窓口をはじめ、家族介護教室の開催など介護に関する不安や負担を軽減するサービスの充実を図り、在宅で介護を担う介護者を支援します。

◆地域や住民の取り組み

- 身近な気になる人に、見守りや声かけを実践しましょう。
- 一人で悩まずに、困りごとがあれば、相談窓口を積極的に利用しましょう。

基本目標 2 助け合い、支え合う地域づくり

(1) 地域福祉意識の高揚

現状と課題

地域福祉を推進していくためには、住民が地域に関心を持ち、地域のことを知ることで支え合い・助け合いの意識を高めていく必要があります。そのため、本町で実施している様々な活動を通して、すべての人が地域活動や近所づきあいについてその重要性を認識することが必要です。

本町では、町広報紙やホームページ等を通じて地域福祉の意識高揚に向けた啓発を行うとともに、学校において児童・生徒の共同活動・交流などに取り組んでいます。

今後も地域における支え合い・助け合いの基盤づくりに向けて、住民一人ひとりが主体的・積極的に地域について考えることができるよう福祉意識の高揚を図る必要があります。

今後の取り組み

◆町の取り組み

取り組み	具体的な内容
①啓発活動の充実	・住民一人ひとりの福祉に対する理解と参加を促進するため、町広報紙やホームページ等多様な媒体を通じた啓発活動を展開します。
②学校間の児童・生徒の交流	・学校行事や教育活動において、特別支援学級の児童・生徒と通常学級の児童・生徒の共同活動、特別支援学校の児童・生徒と町内小・中学校の児童・生徒の交流など、交流教育を図ります。

◆地域や住民の取り組み

- ・町や社会福祉協議会等が開催する福祉イベントに参加しましょう。
- ・福祉についての講演会や出前講座に参加しましょう。

(2) 地域福祉活動・ボランティア活動の活性化

現状と課題

これまで児童や障がい者、高齢者などを対象に、ボランティア団体が活動しており、地域福祉を支える重要な役割を担っています。しかし、活動を支える人材や、活動のための資金の確保など、課題を抱えている団体がみられます。また、ボランティア活動に参加したい人、意欲があっても行動に移せていない人は多いとみられます。

また、支援を必要とする人と支援する人のマッチングが十分に行われておらず、今後は、コーディネート機能の強化とともに、ボランティア活動に関心のある住民へのきっかけづくりなど参加しやすい環境づくりが求められています。

今後の取り組み

◆町の取り組み

取り組み	具体的な内容
①ボランティア活動の支援	<ul style="list-style-type: none">・地域福祉活動を行うボランティア団体等に対し、情報提供などの支援を行い、活動の活性化を図ります。・ボランティア活動を新たにはじめようとしている住民や団体等に対し、必要な助言や各種情報提供を行います。
②子育てに関するボランティア活動の支援	<ul style="list-style-type: none">・古月保育所の子育て支援室を活用し、育児の援助を行いたい人と育児の支援をお願いしたい人との「相互援助活動」に関する連絡調整を行うファミリーサポートセンター事業への取り組みを検討していきます。
③障がい者に関するボランティア活動の支援	<ul style="list-style-type: none">・ボランティア団体や家族会等を支援するとともに、勉強会・研修会の開催やデイケア等日中の活動について様々な支援を提供します。

◆地域や住民の取り組み

- ・地域活動・ボランティア活動に興味を持ち、理解を深めましょう。
- ・ボランティアを養成する講座等に参加し、ボランティア活動をはじめましょう。
- ・できることから地域活動・ボランティア活動に参加しましょう。

(3) 支え合い・見守り体制の充実

現状と課題

高齢者や障がい者、子育て中の家庭など、すべての住民が安心して暮らせるよう、日頃からの身近な支え合い・助け合いを地域で展開していく必要があります。

ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯、老々介護世帯等の見守りのため、民生委員による見守り、緊急通報装置の貸与など見守り関連サービスの充実を図ってきました。

また、事業者等との「高齢者等への見守りに対する協力」により、地域での見守り体制と行方不明時の早期発見に向けた地域の協力体制を構築しています。

子どもの見守りに関しては、パトロール活動を推進するなど、防犯意識の高揚と犯罪の起こりにくい環境づくりに努めています。

今後も、地域住民と連携した地域課題の解決に向けた体制整備が求められます。

今後の取り組み

◆町の取り組み

取り組み	具体的な内容
①子どもや高齢者の見守り活動の推進	<ul style="list-style-type: none">・地域での見守り促進など子どもの見守り充実促進を図ります。・認知症の方の行方不明を防ぐ見守り体制の整備のため、地域での見守り体制と行方不明時の早期発見に向けた地域の協力体制の構築の一体的な取り組みを進めます。・在宅のひとり暮らし高齢者や寝たきり高齢者、障がい者などの見守りネットワークの構築を図ります。
②ご近所や自治会における取り組みの支援	<ul style="list-style-type: none">・地域での見守り、声かけやあいさつ運動などが、自然に行われることのできる地域づくりを促進します。・より多くの地域住民が地域での行事やイベントに対して、気軽に参加できるような環境づくりを進めます。
③地域課題解決への支援	<ul style="list-style-type: none">・地域住民が主体となって地域課題を解決する取り組みや支え合う・助け合う地域づくりを支援します。
④包括的な支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none">・包括的支援に携わる専門職等の支援の質を担保するため、研修の実施や人材育成・確保に向けた取り組みを進めます。・複合・複雑化した支援ニーズに対応し、包括的な支援体制を構築するため、「断らない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に行うための事業の検討を図るとともに、地域の実情に応じた一体的な支援体制の構築を図ります。

◆地域や住民の取り組み

- 日頃からあいさつや声かけを行うなど、身近なところから住民同士のつながりを深め、お互いの顔がみえる関係づくりに努めましょう。
- あいさつ、声かけや安否確認など見守り活動に参加しましょう。
- 認知症などへの理解を深めましょう。
- 虐待を知った場合には、速やかに公的機関に知らせるようにしましょう。

(4) 福祉活動への支援と連携の強化

現状と課題

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、地域の方から生活上の問題や悩みなどの相談を受けたときに指導や助言、福祉制度の紹介などを行う地域福祉の担い手で、本町では、現在、各地域を担当する民生委員・児童委員が活動しています。

地域福祉活動において重要な役割を担う、民生委員・児童委員をはじめ、福祉活動をしている人や団体を一層支援していく必要があります。

今後の取り組み

◆町の取り組み

取り組み	具体的な内容
①民生委員・児童委員への支援	<ul style="list-style-type: none">• 誰もが安心して生活できる地域づくりのために民生委員・児童委員の活動を支援するとともに、活動内容を広く周知します。• 民生委員・児童委員が、住民の多様な相談に的確にアドバイスができるよう、研修会や情報提供等を行います。
②福祉活動への支援	<ul style="list-style-type: none">• 社会福祉協議会と連携し、地域で福祉活動をしている人や団体を支援します。

◆地域や住民の取り組み

- 民生委員・児童委員の活動に興味や関心を持ちましょう。
- 地区の民生委員・児童委員をはじめ、福祉活動をしている人や団体に協力しましょう。

基本目標3 いきいきと暮らせる環境づくり

(1) 居場所づくり・交流の場づくり

現状と課題

地域福祉を推進していくためには、住民同士の日常的な近所づきあいや交流は重要であり、地域の状況や住民それぞれの個性を尊重し、豊かな暮らしが送れるような交流を深めていくことが大切です。

本町においては、地域住民が中心となり、仲間づくりや生きがいづくりなどを目的としてサロンが開催されています。

また、ボランティアが中心となり、認知症の人と家族、地域住民等がともに安心して過ごせる「Cafe ぐらじの郷」「Cafe 赤レンガ」（認知症カフェ）が開設されています。

さらに、住民の健康づくり、介護予防のため、各地区で「いきいき教室、ふれあい教室」等の健康づくり活動を展開しています。

今後は、より多くの方が利用できるよう一層の周知と、誰もが参加しやすい環境づくりが必要です。

今後の取り組み

◆町の取り組み

取り組み	具体的な内容
①高齢者の生きがいと健康づくり	・ 地域団体や機関等と連携を図りながら、地域の中での居場所や活躍できる場づくり、助け合いができる仕組みづくりを進めます。
②認知症カフェの活動支援	・ 認知症の人と家族、地域住民等がともに安心して過ごせる「認知症カフェ」の活動を支援します。
③地域の施設を活用した交流促進	・ 地域の交流の場として、地区公民館、集会所など身近にある施設の活用を図ります。

◆地域や住民の取り組み

- ・ 様々な集い、交流の場に行ってみましょう。
- ・ 関心のある活動の運営に参加してみましょう。

(2) 社会参加・生きがいつくり

現状と課題

高齢者が身近な地域での住民同士のふれあいを感じながら、社会参加する喜びを実感し、今後もいきいきとした豊かな人生を送ることができるように、老人クラブ活動を支援する事業を実施しています。

また、障がいの有無にかかわらず取り組める生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動を推進しています。

今後の取り組み

◆町の取り組み

取り組み	具体的な内容
①高齢者の生きがい・社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none">・高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って暮らし続けられるよう、高齢者の生きがいつくりを支援し、高齢者の生涯学習、社会参加、多世代交流、地域貢献活動の機会を増やし、高齢者の活動の促進を行います。・老人クラブの活動支援を行います。
②障がい者の社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none">・障がい者（児）の自立と社会参加のため、地域のイベント、レクリエーション活動等に、気軽に参加できるよう働きかけるようにします。・日中活動や就労の場を提供するなどの支援を行います。

◆地域や住民の取り組み

- ・家に閉じこもらずに、地域の様々な行事や活動に参加しましょう。

(3) 健康づくり・介護予防

現状と課題

健康づくり

令和元年5月に国が策定した「健康寿命延伸プラン」をもとに「次世代を含めたすべての人の健やかな生活習慣の形成」「疾病予防・重度化予防」「介護予防・フレイル予防・認知症予防」を柱として事業を実施してまいります。また令和2年4月からは高齢者の保健事業と介護予防の一体化に取り組み、いつまでも元気で生き生きと暮らせるよう支援してまいります。

令和2年3月には「鞍手町いのちをまもる自殺対策計画」を策定し、「誰もが自殺に追い込まれることのない鞍手町」を目指し、「生きることの包括的な支援」として地域全体で自殺対策に取り組んでいます。

介護予防

高齢者が健康で自立した生活を送ることができるよう、自主的・積極的な介護予防の促進と生活支援の充実が求められています。

本町では、介護予防事業を地域包括支援センターが町内の関係機関と連携を図りながら実施しています。

今後の取り組み

◆町の取り組み

取り組み	具体的な内容
①健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none">食生活改善推進員の育成や活動への支援を行い、「食」に関する知識の普及や健全な食習慣の実践を促進します。こころの健康づくりに対する知識の普及・啓発活動を行います。高齢者の保健事業と介護予防の一体化に取り組み、高齢者一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな保健事業を実施してまいります。
②生活習慣病の発症及び重度化予防	<ul style="list-style-type: none">生活習慣病に起因する疾病の発症を予防するため、健診受診率の向上や健診後の適切な保健指導の実施に努めます。生活習慣病の発症及び重度化予防や健康づくり等に関する情報の周知・啓発に努めます。

③介護予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が健康に暮らし続けるために必要な活動に自ら取り組むことができるよう、関係機関と連携・協力しながら健康づくりや介護予防・日常生活支援総合事業、一般介護予防事業を一体的に推進します。 ・地域で介護予防の活動を担う「介護予防サポートリーダー」を育成・支援し、活気のある地域づくりを推進します。 ・高齢者の社会参加の機会をつくり、自らが様々な取り組みに積極的に参加し、活躍できるように支援します。
----------	--

◆地域や住民の取り組み

<ul style="list-style-type: none"> ・地域全体で健康活動に取り組みましょう。 ・自らの健康状態に関心を持って、健診を受けましょう。 ・健康づくりに対する意識・知識を高め、日常生活の中での自主的な健康づくりを習慣にしましょう。
--

(4) 安全な移動手段・生活の確保

現状と課題

身近な移動手段

高齢者や障がい者、子どもを含めたすべての住民が住み慣れた地域で暮らすためには、生活領域を拡大し、様々な社会参加が可能となるよう、移動手段の確保や環境整備が必要です。

本町では、高齢者・障がい者をはじめ、住民の身近な移動手段として、すまいるバスやもやいタクシーを運行しています。

今後も移動が困難な方への移動手段の確保に努める必要があります。

バリアフリー化

本町では、公共施設の改築時に、段差の解消や手すりの設置や多目的トイレの設置などを図ってきました。また、道路整備においても、歩道の整備やバリアフリー化に努めてきました。今後も、多くの人々が利用する公共施設や道路などのバリアフリー化をさらに進める必要があります。

交通安全・防犯

交通事故の防止に向け、警察や関係機関との連携のもと、幼児から高齢者までを対象とした交通安全教育や広報・啓発活動を推進し、交通安全意識の高揚に努めるとともに、交通安全施設の整備や道路環境の向上に取り組んでいます。

防犯対策として、警察などの関係機関と連携し、パトロール活動の実施などに努めていきます。

今後の取り組み

◆町の取り組み

取り組み	具体的な内容
①身近な移動手段の確保	<ul style="list-style-type: none">・事業者等と連携し、高齢者や障がい者などの交通弱者の移動支援の充実を図ります。・民間路線バスや町コミュニティバスなど、町内公共交通網全体のバランスを考慮しながら、移動手段の確保を図ります。
②公共施設等のバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none">・公共施設等の改築時等に手すり設置や多目的トイレの設置などバリアフリー化を図ります。・高齢者や障がい者、子どもが安心して移動できるよう歩道整備や道路のバリアフリー化を図ります。・鞍手町公共施設等個別施設計画等の計画に基づき効率的・効果的な維持管理・更新等を推進します。
③地域での防犯・交通安全活動の促進	<ul style="list-style-type: none">・町広報紙等を通じて、防犯や交通事故防止に向けた啓発、情報提供を図ります。・住民との連携・協力による交通安全活動を推進し、地域全体で交通事故を防止する地域づくりを推進します。・悪質商法等被害の未然防止と発生後の適切な対応のため、直轄広域消費生活センター等関係機関と連携し、情報提供と相談体制の充実を図ります。
④子どもの安全の確保	<ul style="list-style-type: none">・子どもを犯罪から守るための円滑な情報交換を行います。・地域における通園、通学時の声かけ、見守りを促進するとともに、鞍手町青少年育成町民会議と連携し、パトロール活動の充実に努めます。

◆地域や住民の取り組み

- 交通安全活動や交通安全教室に参加することで交通ルールとマナーを熟知し、交通事故の防止に努めましょう。
- あいさつや声かけがお互いのできる関係づくりなど地域のつながりを深めることで、自主防犯活動の充実や消費者被害の防止を図りましょう。

第5章

計画推進のために

第5章 計画推進のために

1. 協働による計画の推進

地域福祉の主役は、地域で生活している住民全員であり、支え合い、助け合いのできる地域づくりには、行政だけの取り組みではなく、住民との協働が不可欠です。

また、それぞれの地域に応じた多様な福祉ニーズがあることから、それらに対応していくためには、地域で活動する自治組織やボランティア団体、事業者など多様な担い手の活動が必要です。

本計画の推進にあたっては、地域福祉を担う多様な主体が、相互に連携を図り、それぞれの役割を果たしながら取り組むことが求められます。

2. 計画の周知・普及

地域福祉を推進するためには、本計画の目標や取り組みについて、住民をはじめ、社会福祉協議会や地域で活動する各種団体、事業者、町職員など計画に関係するすべての人が共通の理解を持つことが必要です。

このため、町広報紙やホームページ、SNS等を通じて、計画内容を広く住民に周知し、普及に努めます。

3. 社会福祉協議会との連携

平成12年の社会福祉法の改正により、地域福祉の推進が社会福祉の理念として規定されるとともに、社会福祉協議会が地域福祉の推進を担う中核的な団体として明確に位置付けられました。社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施・普及・助成など、地域に密着しながら、地域福祉を推進するための様々な事業を行っています。

本計画の目的を達成するために、地域福祉活動への住民参画とともに、計画の各分野で鞍手町社会福祉協議会が担う役割が大きくなってきます。

このため、鞍手町社会福祉協議会と相互に連携しながら、本計画に基づく各施策を推進します。

4. 計画の進行管理、点検・見直し

本計画に掲げた各施策や事業は、住民にとって暮らしやすい地域をつくるために実施するものです。しかし、時代の変化や世代の交代などにより、求められる福祉の中身や制度が変化することも考えられます。

計画期間中は、計画の達成状況の点検・分析・評価などを実施し、社会経済情勢や制度の見直しなど、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間中においても必要な見直しを行うものとします。

なお、計画期間の最終年度は、各計画の総括と新計画の作成期間とします。

資料

鞍手町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する市町村地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するため、鞍手町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 地域福祉計画の遂行状況に関すること。
- (2) その他町長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の内から町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 社会福祉に携わる者
- (2) 高齢者福祉に携わる者
- (3) 児童福祉に携わる者
- (4) 障害者福祉に携わる者
- (5) 鞍手町職員
- (6) 鞍手町教育委員会代表
- (7) 住民代表
- (8) 学識経験者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

- 2 補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 委員の再任は妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決する。
- 3 委員長は、委員会の会を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その

職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会の会議（以下、「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(補助機関)

第7条 委員会の補助機関として、地域福祉計画の素案の策定及び遂行状況の確認を行うため、鞍手町地域福祉計画策定作業部会（以下「作業部会」という。）を置く。

2 作業部会の部会員は、別表1に掲げる職員をもって組織する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉人権課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表1（第7条関係）

副町長
総務課長
政策推進課長
保険健康課長
福祉人権課長
教育課長
鞍手町地域包括支援センター管理者

鞍手町地域福祉計画策定委員名簿

	団体名	氏名
委員長	西南女学院大学	岡田 和敏
副委員長	社会福祉法人 鞍手町社会福祉協議会	由衛 久子
	社会福祉法人 鞍手町社会福祉協議会	内山 直美
	特別養護老人ホーム やすらぎ園	小西 史展
	社会福祉法人 鞍手乳児院	内藤 憲雄
	直鞍地区障がい者 機関相談支援センター <i>かのん</i>	丹下 優子
	鞍手町教育委員会	堀角 泰正
	鞍手町民生委員児童委員協議会	鯨坂 省治
	鞍手町民生委員児童委員協議会	櫻井 輝代
	鞍手町老人クラブ連合会	青柳 正志
	一般公募	静 洋平

順不同 敬称略

事務局	福祉人権課長	芝野 英和
	福祉人権課福祉係長	大村 俊夫
	福祉人権課地域包括支援センター管理者	石田 克
	福祉人権課高齢者支援係長	福井 晃
	福祉人権課児童人権係長	村岡 崇

第2期鞍手町地域福祉計画

【令和3年度～令和7年度】

発行：鞍手町福祉人権課

発行年月：令和3年3月

〒807-1392 福岡県鞍手郡鞍手町大字中山 3705 番地

電話 0949-42-2111 FAX 0949-42-5693